

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	2-7
処分の種類	ゆう出路増掘許可の取消し			
根拠法令条例等・条項	温泉法第11条第2項			
処分の概要	ゆう出路増掘許可を取消することができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定により言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 温泉法第11条 2 第4条、第5条、第9条及び前条の規定は前項の増掘の許可について、第6条から第8条までの規定は同項の増掘の許可を受けた者について、第9条の2の規定は温泉のゆう出路の増掘について準用する。この場合において、第4条第1項第1号から第3号まで、第5条第2項、第6条、第7条第1項、第7条の2第1項、第8条第1項及び第3項並びに第9条第1項第1号中「掘削」とあるのは「増掘」と、第9条の2中「掘削を」とあるのは「増掘を」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは、「増掘が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは、「当該増掘」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出路を増掘した者」と読み替えるものとする。</p>			
基準の制定根拠	—			